

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定により、平成30年1月31日土地改良区の合併を認可したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年2月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 合併により設立された土地改良区  
男鹿市土地改良区
- 2 合併により解散した土地改良区  
男鹿市若美土地改良区  
男鹿東部土地改良区  
男鹿市渡部土地改良区  
男鹿市払戸土地改良区  
男鹿市福川土地改良区  
八郎潟西部干拓地区土地改良区  
男鹿市北浦一ノ目潟土地改良区